

○国土交通省令第六十一号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百十七号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項及び第十五項（これらの規定を同法第八十七條第一項、第八十七條の二及び第八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第七條第一項、第七條の三第一項、第七十七條の五十六第二項において準用する第七十七條の三十六第二項、第九十三條の三並びに第九十七條の四第一項及び第二項の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月十二日

国土交通大臣 太田 昭宏

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

構造耐力上主要な部
腐食、腐朽又は摩損
るものに用いる材料

第一条の三第一項の表二(一)の項中「取り付け部分」を「取付け部分」に、

若しくは摩損のおそ
さび止め、防錆若し
の措置

分のうち特に
のおそれのあ
の腐食、腐朽
れの程度又は
くは摩損防止

を

構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置

特定天井（令第三十九条第三項に規定する特定天井をいう。以下同じ。）で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防錆

に改め、「又は令第三十九条第二項」

その他の劣化防止のための措置

の下に「若しくは第三項」を加え、

令第三十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

を

令第三十九条第二項	造方法への適合性
令第三十九条第三項	造方法への適合性

項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
-------------------------	-------------------------

に改め、同表(土)の項中「第三条の二第一項第十一号」を「第三条の二第一項第

十二号」に改め、同条第一項の表四中(五十二)項を(五十三)項とし、(二十五)項から(五十一)項までを一項ずつ繰り下げ、(二十四)項の次に次の一項を加える。

(二十五)	特定天井の構造を令第三十九条第三項の認定を受けたものとする建築物	令第三十九条第三項に係る認定書の写し
-------	----------------------------------	--------------------

第一条の三第四項の表一(十)の項中

エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造

を

エレ	エレ
----	----

ベーターの主要な支持部分の位置及び構造
ベーターの釣合おもりの構造

に、

エレベーターの荷重を算出した際の計算書		エレベーターの各部の固定荷重	
エレベーターのかごの積		エレベーターのかごの積	
びその算出方法		びその算出方法	
エレベーターのかごの床		エレベーターのかごの床	

エレベーターの荷重を算出した際の計算書

エレベーターの各部の固定荷重	エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法	エレベーターのかごの床面積
----------------	------------------------	---------------

定荷重

載荷重及	面積
------	----

を

令第二百二十九条の四第三項第六号又は第七号の規定に適合することの確認に必要な図書

法	令第二百二十九条の四第三項第七号の構造計算の結果及びその算出方法
---	----------------------------------

に、

エスカレーター 様書

の仕		
保守点検の内容	エスカレーターの勾配及び揚程	エスカレーターの踏段の定格速度

を

各階平面図	エスカレーターの仕	保守点検の内容
様書	エスカレーターの勾配及び揚程	エスカレーターの踏段の定格

程

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようするための措置
エスカレーターの制動装置の構造

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようするための措置
エスカレーターの踏段の構造
エスカレーターの取付け部分の構造

速度

に、

昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造
エスカレーターの踏段の構造
エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造

を

造方法
エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造
エスカレーターの制動装置の構造
昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造

に改

め、同条第四項の表二中(二十一)項を(二十二)項とし、(三)項を(二十一)項とし、(九)項を(三)項とし、(六)項の次に次の一項を加える。

(九)	令第二百二十九条の十二第一項第六号の認定を受けたものとする構造のエスカレーター	令第二百二十九条の十二第一項第六号に係る認定書の写し
-----	-----------------------------------------	----------------------------

第一条の三第五項の表一九の項中「(九)項及び(三)項」を「(三)項及び(二十一)項」に改め、同表(十)の項中「(二十一)項」を「(二十二)項」に改める。

第二条の二第二項の表六の項中「(九)項及び(三)項」を「(三)項及び(二十一)項」に改め、同表(七)の項中「(二十一)項」を「(二十二)項」に改める。

「エレ

第三条第一項の表二五)の項中

エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造

を

エレ

ベーターの主要な支持部分の位置及び構造
ベーターの釣合おもりの構造

に、

エレベーターの荷重
を算出した際の計算
書

エレベーターの各部の固
エレベーターのかごの積
びその算出方法
エレベーターのかごの床

定荷重
載荷重及
面積

を

エレベーターの荷重 を算出した際の計算 書	令第四百十三條第二 項において準用する 令第二百二十九條の四 第三項第六号又は第 七号の規定に適合す ることの確認に必要	令第四百十三條第二 項において準用する 令第二百二十九條の四 第六号の構造計算の結果及びその 算出方法	エレベーターの各部の固定荷重	エレベーターのかごの積載荷重及 びその算出方法	エレベーターのかごの床面積
	用する令第四百十三條第二項において準 用する令第二百二十九條の四第三項	令第四百十三條第二項において準 用する令第二百二十九條の四第三項	令第四百十三條第二項において準 用する令第二百二十九條の四第三項	令第四百十三條第二項において準 用する令第二百二十九條の四第三項	令第四百十三條第二項において準 用する令第二百二十九條の四第三項

に、

エスカレーター
様書

速度	程
----	---

に、

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置	エスカレーターの制動装置の構造	昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造	エスカレーターの踏段の構造	エスカレーターの主要な支持部分
-----------------------------------------------	-----------------	-------------------------------	---------------	-----------------

を

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置	エスカレーターの踏段の構造	エスカレーターの取付け部分の構造方法	エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造	エスカレーターの制動装置の構造
-----------------------------------------------	---------------	--------------------	------------------------	-----------------

に改

の仕		
保守点検の内容	エスカレーターの踏段の定格速度	エスカレーターの勾配及び揚程

を

様書	エスカレーターの仕		各階平面図
	保守点検の内容	エスカレーターの踏段の定格	エスカレーターの位置

な図書

第七号の構造計算の結果及びその算出方法

の位置及び構造

昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造

め、同表(六)の項中

遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の位置及び構造

を

遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の位置及び構造
遊戯施設の釣合おもりの構造

に、

遊戯施設の使用材料
遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に用いる材料の種類及び厚さ

を

遊戯施設の使用材料	な図書	算出	第七	用す	令第	第七	算出	第六	用す	令第	第二
遊戯施設の使用材料	な図書	算出	第七	用す	令第	第七	算出	第六	用す	令第	第二

百四十四条第二項において準
る令第二百二十九条の四第三項
号の構造計算の結果及びその
方法

百四十四条第二項において準
る令第二百二十九条の四第三項
号の構造計算の結果及びその
方法

施設の客席部分及び主要な支
分に用いる材料の種別及び厚

に改め、同条第一項の表三(二)の項中

制御装置の構造を令第百
四十三条第二項において
準用する令第二百二十九条
の十二第五項の認定を受
けたものとするもの

構造を令第百四十三条第 二項において準用する令 第二百二十九条の十二第一	令第百四十三条第二項 において準用する令第 百二十九条の十二第一
--------------------------------------------	----------------------------------------

表

さ

令第四百四十三条第二項
 において準用する令第
 百二十九条の十二第五
 項の認定に係る認定書
 の写し

を

項第六号の認定を受けた ものとするもの	項第六号の認定に係る 認定書の写し
制御装置の構造を令第百 四十三条第二項において 準用する令第四百二十九条 の十二第五項の認定を受 けたものとするもの	令第四百四十三条第二項 において準用する令第 百二十九条の十二第五 項の認定に係る認定書 の写し

に改め、同条第

四項の表(二)の項中「(土)項の(ろ)欄に掲げる図書」の下に「(令第四百四十三条第二項において準用する令第四百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る認定書の写しを除く。)」を加える。

第三条の二第一項第八号中「部分であつて、」を「部分である」に、「場合であつて」を「場合であつて」に、「よつて」を「よつて」に改め、同項第九号中「第十一号」を「第十二号」に、「あつては」を「あつては」に改め、同項第十号中「であつて」を「であつて」に改め、「内装材」の下に「(天井を除く。)」を加え、「取り付け部分」を「取付け部分」に、「次号」を「第十二号」に、「場合にあつては」を「場合にあつては」に、「間仕切壁にあつては」を「間仕切壁にあつては、」に改め、同項第十四号を削り、同項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号と

し、同項第十一号中「及び前号」を「から前号まで」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次のように加える。

十一 構造耐力上主要な部分以外の部分である天井の材料若しくは構造の変更（次号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更）に限り、特定天井にあつては変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更又は強度若しくは耐力が減少する変更を除き、特定天井以外の天井にあつては特定天井とする変更を除く。
 ）又は位置の変更（特定天井以外の天井にあつては、特定天井とする変更を除く。）

第三条の二第二項中「あつて」を「あつて」に改め、同条第三項第二号中「あつて」を「あつて」に、「よつて」を「よつて」に改め、同項第三号中「第一項第十一号」を「第一項第十二号」に、「あつては」を「あつては」に改め、同項第四号中「であつて」を「であつて」に、「第一項第十一号」を「第一項第十二号」に、「あつては」を「あつては」に改める。

別表第二法第二十条第一号の認定に係る評価の項中、

<p>るもの 二百万円</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="375 721 446 1630"> <p>床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの</p> </td> <td data-bbox="375 1630 446 1863"> <p>二百万円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 721 375 1630"> <p>特定天井について安全性を有することを確かめる場合</p> </td> <td data-bbox="300 1630 375 1863"> <p>五十万円</p> </td> </tr> </table>	<p>床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの</p>	<p>二百万円</p>	<p>特定天井について安全性を有することを確かめる場合</p>	<p>五十万円</p>
<p>床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの</p>	<p>二百万円</p>				
<p>特定天井について安全性を有することを確かめる場合</p>	<p>五十万円</p>				
<p>を</p>	<p>に改め</p>				

、同表令第三十五条第一項の認定に係る評価の項の次に次のように加える。

令第三十九条第三項の認定に係る評価 五十万円

別表第二令第二百二十九条の十第四項の認定に係る評価の項の次に次のように加える。

令第二百二十九条の十二第一項第六号の認定に係る評価 七十万円

別記第二号様式第五面6欄中「叩附の」及び「の叩ひ」を削り、同欄に次のように加える。

【イ. 叩附の天井の叩ひ】

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 木 鋼

別記第二号様式注意6中⑦を⑧とし、⑥を⑦とし、⑤を⑥とし、④の次に次のように加える。

⑤ 6欄の「ロ」は、該当するサヒシクボシクムに「レ」マークを入れてください。

別記第十九号様式第四面中構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況の項の次に次のように加える。

特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び					
-----------------------------	--	--	--	--	--

施工状況							
------	--	--	--	--	--	--	--

別記第十九号様式第四面中「並びに」を「及び」に、「構造」を「並びに当該建築材料の構造」に改める。

別記第十九号様式注意5中⑩を⑪とし、⑤から⑨までを⑥から⑩までとし、④の次に次のように加える。

⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号への規定の適用を改める部分について記載してください。

別記第二十六号様式第四面中構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況の項の次に次のように加える。

特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況							
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

別記第二十六号様式第四面中「並びに」を「及び」に、「構造」を「並びに当該建築材料の種類」に改める。

別記第二十六号様式注意5中⑩を⑪とし、⑤から⑨までを⑥から⑩までとし、④の次に次のように加える。

⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号への規定の適用を受ける部分について記載してください。

(建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部改正)

第二条 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 令第三十九条第三項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

第五十九条第二十号中「令第二百二十九条の十二第二項」を「令第二百二十九条の十二第一項第六号、第二項」に改める。

第七十一条の二第一項の表財団法人日本建築センターの項中「及び」を「、」に改め、「から」

の下に「第十号まで及び第十一号から」を加え、同表財団法人日本建築総合試験所の項中「第六号から」の下に「第十号まで、第十一号から」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第五十九条第二十号に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十六第三項の規定による指定を受けている者については、当該指定の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。